平成２４年（フ）第４３号
兵庫県伊丹市鈴原町６丁目33番地の３
債務者　林　　節子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４号
兵庫県明石市二見町東二見848番地　ルミエール二見206号、旧住所兵庫県明石市二見町東二見708番地　プレステージ明石土山Ⅱ103号
債務者　加藤　隆宏
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
兵庫県明石市大久保町江井島1026番地の１
マリン・ハイムⅠ202号
債務者　清原　葉子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県明石市大久保町江井島1026番地の１
マリン・ハイムⅠ202号
債務者　清原　沙紀（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
兵庫県豊岡市栄町1218番地の６
債務者　世良　敏美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県豊岡市高屋1090番地の２　ステーションアベニュー105号室
債務者　荒田　秋子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
徳島県板野郡藍住町東中富字長江傍示１番地１　町営敷地団地Ｃ－４－17
債務者　中村　文治
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長６番地10
債務者　佐々木義仁
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
岩手県大船渡市盛町字沢川30番地　大船渡市沢川応急仮設住宅５－５号、旧住所岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前53番地４　ピュアコート21　301号室
債務者　及川　　瞳
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２号
富山市太郎丸西町１－17－７　富山養得園、住民票上の住所富山市問屋町１丁目11番41－801号　ウェルシィ上冨居
債務者　森竹　一光
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
高知県四万十市中村一条通２丁目61番地
債務者　江口　喜幸
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３１０３号
名古屋市西区新道１丁目19番32号　第３泰水堂ビル２Ａ号室、住民票上の住所名古屋市西区則武新町１丁目17番２号　市営南押切荘６棟505号
債務者　和塗装こと　栗原　和也
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1106番地　エクセレントＮ棟203号
債務者　大柳　哲基
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３０号
神戸市長田区房王寺町４丁目２番12－406号
債務者　戸田　章子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１３号
神戸市中央区元町通４丁目１番６号山田ビル301号
債務者　辻野　禮子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４５号
神戸市長田区丸山町４丁目８番１号　ワコーレテンボス長田山手202号、従前の住所神戸市長田区明泉寺町１丁目９番６－501号
債務者　戸田　弘子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部